

大磯町監査公表第13号

監査の結果について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第1項の規定に基づき、大磯町大磯404番地 岡田豊太郎氏から提出された監査請求について同条第4項の規定により監査した結果を次のとおり請求人に通知したので、これを公表する。

平成21年12月18日

大磯町監査委員 仲 川 元 秋

磯 監 第 55 号

平成21年12月18日

請求人 岡田 豊太郎 様

大磯町監査委員 仲 川 元 秋

大磯町職員措置請求の監査結果について（通知）

平成21年10月22日付けで提出されました標記措置請求について、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条第4項の規定に基づき監査を行ったので、その結果を次のとおり通知します。

第1 監査委員の除斥

本件請求において、監査委員のうち、町議会議員から選任された渡辺順子監査委員は、本人を含めた政務調査費の用途等に関する監査であることから、法第199条

の2の規定により除斥しました。

第2 請求書の受理

本請求は、法242条に定める要件を具備しているものと認め、平成21年10月22日受理しました。

第3 請求の内容（原文のまま）

大磯町議会議員三人に付いて、政務調査費の内、資料作成及び購入費に付いて監査請求をいたします。

① 三澤龍夫議員の支出

大磯町議会の政務調査費の使途基準細目によれば「新聞・雑誌購読料（政党・宗教を除く）新聞は2紙目以上に限る」となっているのに1紙目に付いて、三澤絵画教室分の領収書を出しています。（絵画教室は三澤議員とは別人格です）よって三澤議員の新聞の支出は認められません。そこで、平成19年度分15,500円と平成20年度分の37,200円を合わせた52,700円は違法な支出です。返還を求めます。

② 山口陽一議員の支出

政務調査費の資料購入代として平成20年度、34,752円が計上されています。しかし、その内、名前の無いただのレシートで22枚分計29,712円が支出されています。これは、違法な支出です。返還を求めます。

③ 渡辺順子議員の支出

新聞購読料に付いて、平成16年度分まとめて、渡辺順子として、34,100円、1紙目領収書無し、平成17年度分各月別で渡辺順子として、37,200円1紙目領収書無し、平成18年度分、各月別で渡辺順子として、37,200円、1紙目領収書無し、平成19年度分各月別で渡辺順子として、37,200円1紙目無し、平成20年度はまとめて渡辺順子で、37,200円、1紙目の領収書として渡辺順子と書いて無い領収書、よって1紙目の領収書とはみなされない。合計で182,900円は違法な支出である。よって返還を求める。

以上3名の合計275,312円、政務調査費の一部、新聞購読料を大磯町町長に返還を求めるものである。

第4 請求人から提出された事実証明書

第1号証 三澤議員の平成19年度・20年度の政務調査費の領収書の写し

第2号証 山口議員の平成20年度の政務調査費の領収書の写し

第3号証 渡辺議員の平成16・17・18・19・20年度の政務調査費の領収書の写し

参考資料

(続) 議会ウォッチング・平成21年5月25日

第5 請求人の証拠の提出及び陳述

法242条第6項の規定に基づき、平成21年11月19日、請求人に対し証拠の提出及び陳述を実施した。

(1) 陳述時に請求人から提出された証拠

新しい証拠の提出はありませんでした。

(2) 陳述の要旨

三澤議員への請求について

- ・ 議員が提出した領収書に「三沢絵画教室」名義の領収書が添付されているが、三沢絵画教室と三澤議員とは別人格のものである。

山口議員への請求について

- ・ 「レシート」というものは、どこのごみ箱にもいっぱい捨てられており、拾ってくることは可能である。
- ・ レシートを受領後、宛名の入った領収書を発行してもらうのは可能であり、どこのお店でも行っている。
- ・ 税金で賄われている政務調査費であるのに、正規の領収書で報告されていない。

渡辺議員への請求について

- ・ 「渡辺」だけの領収書では、家族又は「渡辺」という人が支払った新聞購

読料を、政務調査費で支出している疑いが持てる。

- ・ 倫理上の問題があり、それを逸脱している。

第6 監査の実施

1 監査対象事項

請求の趣旨、事実を証する書面、さらに陳述の内容に基づき、請求の内容を次のように理解しました。

- ① 町の「政務調査費使途基準の内規」では、「新聞・雑誌購読料（政党・宗教を除く、新聞は2紙目以上に限る。）」となっているが、絵画教室分の領収書が添付されており、議員個人としての領収書として認められないので52,700円の返還を求める。
- ② 宛名の無いただのレシートで22枚分計29,712円が支出されているので違法な支出であるので返還を求める。
- ③ 町の「政務調査費使途基準の細目」では、「新聞・雑誌購読料（政党・宗教を除く、新聞は2紙目以上に限る。）」となっているが、領収書のあて名が苗字だけでは、議員としての領収書として認められないので182,900円の返還を求める。

以上の要件について、監査の対象となっている事実が、法242条第1項に規定されている「違法若しくは不当な公金の支出」に該当するかを判断するため、主として次の事項について調査しました。

- ・ 政務調査費の支出根拠である
 - 大磯町議会政務調査費の交付に関する条例
 - 大磯町議会政務調査費の交付に関する条例施行規則
 - 大磯町議会政務調査費に関する取扱い要領
 - の内容について

2 監査対象箇所

本件請求に関し、町の機関における監査対象箇所として、議会事務局を対象として調査を実施しました。

3 住民監査請求ができる期間

住民請求期間については、法242条第2項で、「当該行為があつた日又は終わった日から1年を経過したときは、これをする事ができない。ただし、正当な理由があるときは、この限りでない。」とされています。

まず、今回の請求で、請求の一部に1年を経過した内容が含まれているが、請求人は1年を経過した内容の請求を出されたことについて、（続）議会ウォッチング・平成21年5月25日を作成するために情報公開を行い、その時点で確認したので、1年を経過していないと主張しています。

法242条第2項ただし書きの規定による、正当な理由があるかについて検討をしました。

では、「正当な理由がある」と認められるのは、「住民が相当な注意力をもって調査をしたときに客観的にみて当該行為を知ることが出来なかった場合」や「当該行為が秘密裡になされたことにより、客観的に知ることが困難であった場合」とされています。（平成14年9月12日及び昭和63年4月22日最高裁判決）

本請求の対象行為である政務調査費の支出に関する資料は、大磯町議会政務調査費の交付に関する条例（平成13年12月18日大磯町条例第44号）第10条第2項に「収支報告書は、当該年度の交付に係る政務調査費について、翌年度の4月30日までに、提出しなければならない。」となっており、財務会計の精算行為が終了した以降、情報公開を行い入手すれば可能であり、1年以内に監査請求が可能であったものと思われる。

また、請求人は平成14年度から平成17年度全議員の政務調査費に係る収入及び支出の報告書を平成19年1月26日付けで情報公開条例に基づき情報を取得し、平成18年度全議員の政務調査費に係る収入及び支出の報告書を平成19年4月17日

付けで、平成19年度全議員の政務調査費に係る収入及び支出の報告書を平成20年4月17日付けで情報を得ていることが確認されている。(なお、この日付については、議会事務局で情報公開の公開決定日である。)

以上のことから、請求人が主張する1年を経過していないという理由は、住民監査請求を行う正当な理由と認められないと考え、精算行為後1年以内である平成20年度分の政務調査費にかかる支出について検討を行いました。

第7 監査の結果

1 請求に係る事実関係の確認

(1) 政務調査費の法的根拠

① 地方自治法

法第100条第13項において「普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、政務調査費を交付することができる。この場合において、当該政務調査費の交付の対象、額及び交付の方法は、条例で定めなければならない。」

法第100条第14項において「前項の政務調査費の交付を受けた会派又は議員は、条例の定めるところにより、当該政務調査費に係る収入及び支出の報告書を議長に提出するものとする。」と規定されている。

② 大磯町議会政務調査費の交付に関する条例(平成13年大磯町条例第44号。以下「条例」という。)

条例では、趣旨、交付対象、交付の方法、議員に対する政務調査費、使途基準、収支報告書の提出、政務調査費の返還等が規定されているが、使途基準については、条例第8条に「会派及び議員は、政務調査費を別に定める使途基準に従って、使用するものとし、町政に関する調査研究に資するため必要な経費以外のものに充ててはならない。」と規定されている。

③ 大磯町議会政務調査費の交付に関する条例施行規則(平成14年4月1日施行、大

磯町規則第8号。以下「規則」という。)

規則では、使途基準について規則第6条に「条例第8条に規定する政務調査費の使途基準は別表のとおりとする。」となっており、別表の規定は次のとおりである。

別表（第6条関係）

政務調査費使途基準表（抜粋）

科 目	内 容
資料作成及び購入費	会派及び議員の行う調査研究活動のために必要な資料の作成に要する経費及び調査研究活動のために必要な図書・資料等の購入に要する経費（印刷製本代、筆耕・翻訳料、新聞・雑誌購読料、資料購入代等）

- ④ 大磯町議会政務調査費に関する取扱い要領（平成20年4月1日施行、以下「要領」という。）

要領では、収支報告書の添付書類として要領第5条に「条例第10条に定める領収書は、領収した個人の氏名又は団体の名称、個人の住所又は団体の所在地、日付、金額及び内容が明記されたものとする。なお、レシート等の場合は、支払説明書（第3号様式）を作成し、支払いの目的や事業内容を記載する。また、電車、バス等の領収書を徴することができないものについては、旅費明細書（第4号様式）への記載をもってこれに代えることができる。」と規定されている。

別紙（使途基準細目）（抜粋）

科 目	内 容	支出することができるもの
②資料作成 及び購入費	調査研究活動のために必要な資料の作成及び図書・資料等の購	○印刷製本代 ○筆耕・翻訳料 ○新聞・雑誌購読料（政党・宗教を除く、新聞は2紙目以上に限る。）

	入に要する経費	○資料購入代（10,000 円以上の図書は備品扱いとなり計上不可だが、年度版の明細地図等は可とする。）
--	---------	---

2 監査委員の判断

法第242条に定める住民監査請求制度は、普通地方公共団体の長や職員について違法若しくは不当な「公金の支出」、「財産の取得、管理若しくは処分」、「契約の締結、履行若しくは債務その他の義務の負担」があると認めるとき、又は違法若しくは不当に「公金の賦課若しくは徴収若しくは財産の管理」を怠る事実があると認めるときは、監査委員に対し監査を請求することができる制度であります。

請求の理由の1で、「三澤議員が提出した政務調査費に係る収入及び支出の報告書の中で、貼付された領収書の宛名が三沢絵画教室と書かれた領収書があり、政務調査費での支出は違法である。」と主張しているが、三沢絵画教室は法人格を持たないもので、また、絵画教室は平成21年6月までは休止している事を考慮すると、新聞購読料の支払を行ったのは、議員個人が支払ったものと解釈できる。このため、大磯町議会政務調査費の交付に関する条例及び施行規則等にそぐわない違法な支出であるとは認定できない。

請求の理由の2で、「山口議員が提出した政務調査費に係る収入及び支出の報告書の中で、貼付された領収書に名前の無いレシートが貼付されているので違法である。」と主張しているが、大磯町議会政務調査費に関する取扱い要領第5条のなお書きで「なお、レシート等の場合は、支払説明書（第3号様式）を作成し、支払いの目的や事業内容を記載する。」となっており、今回提出された報告書に添付されている明細は、様式に基づく明細でないことは真に遺憾ではあるが、報告書及び購入した資料（図書）の事実確認ができる。このため、違法な支出であるとは認定できない。

請求の理由の3で、「渡辺議員が提出した政務調査費に係る収入及び支出の報告

書の中で、貼付された領収書に「渡辺」だけの領収書では、議員自身が支払ったものとは認められない。」と主張しているが、政務調査費で支出できる新聞購読料を2紙目からにするという取り決めは、平成16年10月の議員全員協議会で決定した。その主な理由は、どこの家庭でも新聞1紙は購読しているので、政務調査費で支出できる新聞購読料は2紙目からにするという取り決めを行っている。

「渡辺」だけの領収書は1紙目であり、1紙目の領収書は、2紙目以上の新聞を購読している事の確認にすぎず、現行では1紙目の領収書は、参考としての領収書の添付であるにすぎない。このため、大磯町議会政務調査費の交付に関する条例及び施行規則等にそぐわない違法な支出であるとは認定できない。

以上のことから、本件請求は違法又は不当な公金の支出には該当しないものと判断しました。

しかし、今回住民監査請求を提出された議員の政務調査費に係る報告書が、条例をはじめとした関係規則等に全てが適合しているとはいえない面もあり、大磯町議会議長に対しての意見として、住民監査請求に端を発した、政務調査費の用途については、町民から納付される貴重な税金から賄われていることにも鑑み、また、政務調査費の支出について関心が高まる中、町民に疑念を持たれるような支出を是正するよう、「政務調査費使途基準の細目」等の見直しや審査体制の確立などを行い、議会及び議員各位が自戒をもって自律的に政務調査費の適正化に努め、町民の信託に応える制度の確立について改善に努めることを要望する。